

紋別市新型コロナウイルス対策事業（水産関係対策）補助金要綱

令和 2年 5月 29日
産業部長 決裁

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた水産関係の市内事業者（以下「事業者」という。）の収入や売上げの減少、雇用の維持・確保、また、経営の安定化を図ることを目的とした緊急的な支援として、次に定める緊急対策に関する経費を市の予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で水産関係の事業を営む事業者とし、該当する者は別表において定める。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、別表に定める補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、紋別市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条第1項及び第2項の規定に基づき速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定に基づき速やかにその決定内容及びこれに条件を付したときは、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、別表に定める書類を提出しなければならない。ただし、特に定めのないものについては、これを省略することができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第10条 市長は、補助対象者がこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

別表

(1) 水産加工業者に対する補助金

補助要件	<p>1 令和2年3月から5月の間でいずれか1ヶ月の売上が前年又は前々年の同月比で20%以上減少している事業者。</p> <p>2 紋別市水産加工業協同組合の組合員、紋別市水産加工開発協会の会員で主に水産加工業を営む事業者又は水産加工品の製造に係る食品衛生法に基づく営業許可、北海道食の製造販売行商衛生条例による水産加工品製造業の許可を受けている事業者で組合は除く。</p> <p>3 令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者。</p> <p>4 複数の事業を展開する事業者は、本市における他の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金と重複して申請できない。ただし、事業所で製造箇所と店舗が独立していることが確認できる場合はこの限りではない。</p> <p>5 「紋別市の事務事業及び公の施設からの暴力団関係者排除に関する協定書」第3条に規定する排除対象者ではない事業者。</p>	全てに該当していること
補助額	工業用上下水道料金（令和元年6月分から8月分までの合計額から消費税相当額を除いた額）。ただし、用途別種類の工業用以外で使用している場合は、工業用20m ³ 以下の上水道基本料金3か月分（消費税相当額を除いた額）を補助	
補助回数	1回	
申請様式	別記様式第1号に次の書類を添付の上、紋別市長へ提出	提出先：産業部水産課